蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区指定計画書(再指定) 新旧対照表

行

- 鳥獣保護区の概要
- (1)特別保護地区の名称 蔵王鳥獣保護区特別保護地区
- (2)特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり
- (3) 鳥獣保護区の存続期間 平成20年11月1日~平成30年10月31日(10 年間)
- (4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地
- (5) 特別保護地区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置 し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミ ズナラ等の多彩な樹林が分布している。このよ うな野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映 して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生 息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原 の仙人沢から、標高1,500メートル以上の 蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの 地域は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナ ラ群落、アオモリトドマツーダケカンバ群落、 高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く 残されている。また、ブナの天然林が残されて いる坊平高原の仙人沢は、県が野鳥の森として 指定し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な 位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な 生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中 でも特に保護を図る必要がある区域であると 認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律第29条第1項に規定する特 別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣 およびその生息地の保護を図るものである。

- 2 特別保護地区の保護に関する指針
- (1) 保護管理方針

ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響や 違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護員による 巡視に努めるとともに、関係市や関係機関、地(2)鳥獣保護区特別保護地区の指定目的 域住民等と連携協力した普及啓発事業に取り 組む。

改正後

- 鳥獣保護区特別保護地区の概要
- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 蔵王鳥獣保護区蔵王特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 平成30年11月1日から平成50年10月31日ま で (20 年間)

- 2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナ ラ等の多彩な樹林が分布している。このような 野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映してツ キノワグマ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥 獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の

仙人沢から、標高 1,500 メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナーミズナラ群落、アオモリトドマツーダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されており、国内希少野生動植物種のイヌワシの生息も確認されている。

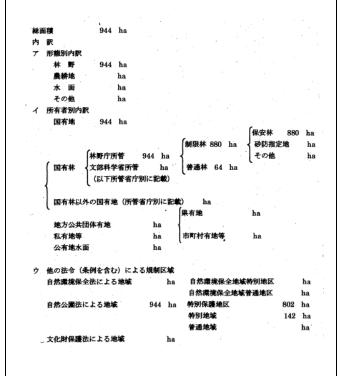
また、ブナの天然林が残されている蔵王坊平 高原地区に、「山形県野鳥の森」を設置し、野鳥 愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをし ており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として 特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、蔵王鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ア) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリン グ調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況 の把握に努める。
- イ)登山者等によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の鳥獣の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- 3 <u>鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳</u> 別表1のとおり

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の 地目別面積及び水面の面積



4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
 - ア 鳥獣保護区の位置 蔵王国定公園内に位置する。
 - イ 地形、地質等

標高1,500メートル以上の蔵王連峰の 主峰熊野岳を含む高山地帯から仙人沢まで の地域は、火山活動の影響で、地形・地質的 に変化に富んでいる。

ウ 植物相の概要

標高1,200メートルまでは、ブナ・ミズナラ群落を主とした落葉樹林帯に覆われ、さらに標高1,600メートルまでは亜高山帯となり、アオモリトドマツ群落やナナカマド・ミネカエデ群落が主体となる。標高1,600メートル付近では、ハイマツを中心にした高山低木群落、さらに高所の熊野岳付近ではコマクサ・コメススキ群落等の高山帯の植生が点在している。

また、仙人沢の沢底には、ヤマハンノキなどの高木林が見られ、南側斜面にはウダイカンバ・ミズナラ群落が見られる。

エ 動物相の概要

自然度の高い天然林帯、高山帯、渓谷を中心に生息する鳥獣が多く、多様な鳥獣の生息 適地になっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア鳥類

アオゲラ、アオジ、アカゲラ、アカショウ ビン、アカハラ、○アトリ、○アマツバメ、 イカル、イヌワシ、○イワツバメ、イワヒバ リ、○ウグイス、○ウソ、エナガ、オシドリ、 オオルリ、○カケス、カシラダカ、○カッコ ウ、○カヤクグリ、カルガモ、カワガラス、 キクイタダキ、キジバト、キセキレイ、○キ ビタキ、○クロジ、クロツグミ、○コガラ、 コゲラ、コシアカツバメ、○ゴジュウカラ、 コマドリ、コルリ、○シジュウカラ、シメ、 ジュウイチ、シロハラ、タヒバリ、チョウゲ ンボウ、○ツグミ、ツツドリ、ツバメ、トビ、 トラツグミ、ノスリ、○ハシブトガラス、ハ シボソガラス、○ヒガラ、ヒバリ、○ビンズ イ、○ホオジロ、ホシガラス、○ホトトギス、 ○マヒワ、ミソサザイ、メジロ、メボソムシ クイ、○モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ヨタカ、 ルリビタキ等

イ 獣類

ニホンツキノワグマ、トウホクノウサギ、 ニホンザル、○ホンドキツネ、○ホンドタヌ キ、ホンドテン、○ニホンカモシカ 等

- 4 指定区域における鳥獣の生息状況
- (1) 当該地域の概要
 - ア 鳥獣保護区<u>特別保護地区</u>の位置 蔵王国定公園内
 - イ 地形、地質等

標高 1,500 メートル以上の蔵王連峰の主峰 熊野岳を含む高山地帯から仙人沢までの地域 は、火山活動の影響により、地形・地質が変 化に富んでいる。

ウ 植物相の概要

標高1,600メートルまでは亜高山帯となり、アオモリトドマツ群落やナナカマド・ミネカエデ群落が主体となる。標高1,600メートル付近では、ハイマツを中心とした高山低木群落、さらに高所の熊野岳付近ではコマクサ・コメススキ群落等の高山帯の植生が点在している。

エ 動物相の概要

自然度の高い天然林帯、高山帯、渓谷を中心に生息する鳥獣が多く、多様な鳥獣の生息 適地になっている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表2のとおり

イ 獣類 別表3のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 該当なし
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す 32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に 必要な施設を設置する場合に、損失を受ける こととなる者に対しては、通常生ずべき損失 の補償をする。

① 鳥獣保護区用制札

36本

② 特別保護地区用制札

10本

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況 特になし

る法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必 要な施設を設置することにより被害を受けた者 <u>に対しては、通常</u>生ずべき損失を補償する。

鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に 関する事項

特別保護地区用制札

10本(10)

※() 内の数値は既設の本数

7 参考事項

- (1) 当初指定 昭和 59 年 11 月 1 日 (昭和 59 年 10月5日県告示第1308号)
- (2) 経緯

ア 平成10年11月1日 存続期間の更新(平 成10年10月16日県告示第1000・1004号) イ 平成20年11月1日 存続期間の更新(平 成 20 年 10 月 31 日県告示第 937 号)